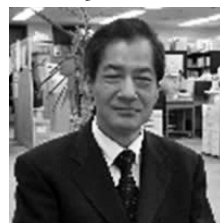


税理士法人 原会計事務所

原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4-13-1
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400

市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811

喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3344

安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋 5-3-3
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL http://www.harakaikei.com/

◆ 今号のトピックス ◆

個人情報漏えい
発生原因と企業の対策

政府の個人情報保護委員会
は、2024年度に企業や行政機関から報告を受けた個人情報漏えい事案が前年比58%増の2万1007件に上ったと発表した。委員会が調査を始めた2017年度以降、過去最多となった。

このうち、個人情報保護法に基づき、1件を勧告、395件に対し指導や助言を実施した。

情報漏えいの主な原因は、

外部からの不正アクセスやヒューマンエラー（人為的ミス）、内部不正など。情報漏えいを防ぐためには、外部と内部の両面から対策を徹底する必要がある。

ひとたび個人情報漏えいした場合、信用の失墜、顧客離れなど、重大なダメージにつながるだけでなく、損害賠償などが問われるリスクがある。企業規模にかかわらず、情報漏えい対策は重要な経営課題である。

2025年度の最低賃金
全国平均63円アップ

2025年度の最低賃金（時給）について、厚生労働省の審議会は、全国平均で63円（6・0%）引き上げて118円とする目安を決定した。近年の高水準の賃上げや物価高を背景に昨年度の50円（5・0%）を上回り、金額、引き上げ率ともに過去最大となった。

審議会が示す目安が60円台となるのは初めて。この目安どおりに引き上げられれば全国平均の時給は111・8円になり、すべての都道府県で最

低賃金が1000円を超えることになる。

中小企業防災・減災投資
促進税制の見直し・延長

自然災害リスクに備えた設備投資を後押しする「中小企業防災・減災投資促進税制」の適用期限が、令和7年度税制改正で2年間延長された。

同制度は、中小企業が国の認定を受けた「事業継続力強化計画」等に基づき、防災・減災に役立つ設備を取得した場合に、特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等する場合16%）の適用を認めるもので、対象設備には、停電時の電源確保設備など、事業の継続を支える重要な装置が含まれている。

ただし、感染症対策としてのサーモグラフィ装置は、今回の改正により対象外となった。

ふるさと納税

ふるさと納税とは、故郷や応援したい市町村など、自分が選んだ自治体に寄附ができる制度。所得控除の1つ「寄附金控除」の対象となるため、税制上のメリットもある。

ふるさと納税をする
と、納税先の自治体からその地域の特産品や地域産業で生産される商品や返礼品（お礼の品）として受け取ることができる。確定申告をすると、寄附額のうち2000円を超え部分について、一定の上限までは所得税・住民税から全額控除を受けられる。

昨年度、全国の自治体に寄附された総額は1兆2700億円余りで、前年度から約1500億円増え、過去最高を更新した。



●情報漏えいの主な原因と割合●

主な理由	事故件数	構成比(%)
ウイルス感染・不正アクセス	114件	60.3%
誤表示・誤送信	41件	21.6%
紛失・誤廃棄	20件	10.5%
不正持ち出し・盗難	14件	7.4%

出典：東京商工リサーチ「個人情報漏えい・紛失事故調査」



個人情報の漏えい 発生原因と企業の対策 ―漏えい件数が過去最多―

政府の個人情報保護委員会がまとめた年次報告によると、昨年度、民間企業における個人情報の漏えいや紛失事案は1万9056件と、委員会が調査を始めた2017年度以降、最も多くなりました。ひとたび個人情報漏えいした場合、信用の失墜、顧客離れや売上の低下など、重大なダメージにつながるだけでなく、損害賠償などが問われるリスクがあります。そこで今号では、企業における個人情報の保護と対策について取り上げます。

個人情報保護委員会は、2024年度に企業や行政機関から報告を受けた個人情報漏えい事案が前年比58%増の2万1007件に上り、過去最多だったと発表しました。このうち、個人情報保護法に基づき、1件を勧告、395件に対し、指導や助言を実施しました。

民間企業は、1万9056件で、前年比57%増となりました。不正アクセス被害に遭った民間システムを利用していた事業所から2745件の報告があったことなどが反映されました。

国や地方自治体といった公的部門は1951件で、68%増加しています。個人情報の漏えい事案が増加した

要因としては、改正個人情報保護法により、個人データの漏えいが発生し、個人の権利利益を害する恐れがある場合に、個人情報保護委員会への報告が義務化されたことが挙げられます。

■情報漏えいの主な原因■

情報漏えいの主な原因は、外部からの不正アクセスやヒューマンエラー（人為的ミス）、内部不正などです。情報漏えいを防ぐためには、外部と内部の両面から対策を徹底する必要があります。

企業の信用情報などを調査している東京商工リサーチが実施した「個人情報漏えい・紛失事故」調査によると、2024年の情報漏えい・紛失事故の189件のうち、原因別で見ると、「ウイルス感染・不正アクセス」の114件（構成比60.3%）が最多で約6割を占めています。

次いで、「誤表示・誤送信」が41件（21.6%）で、メール送信時のCC、BCCの取り違い、システムの誤設定など、人による操作ミスが続いています。

このほか、データの「紛失・誤廃棄」が20件（10.5%）、「不正持ち出し・盗難」が14件（7.4%）となっています。

■対策■

不正アクセス対策としては、まずはセキュリティソフトを導入し、必ず最新の状態にしておきましょう。

また、メールの誤送信については、送信ルール（宛先、添付ファイル、BCC設定の確認等の徹底）を整備しましょう。

機器の紛失・置き忘れによる情報漏えいも後を絶ちません。そのため、USBメモリ、外付けハードディスクなどの記録媒体の持ち出しを制限しましょう。例外的な持ち出しには、承認プロセスを設け、持ち出し可能なデータには暗号化などのセキュリティ対策を実施しましょう。

こうしたことを踏まえると、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策だけでなく、ヒューマンエラーによる情報漏えいを防止するための基本的な仕組みづくりも重要です。具体的な対応例としては、情報の取り扱い権限、管理責任、取り扱いルール（転職時の個人情報持ち出し禁止等）の徹底などが挙げられます。

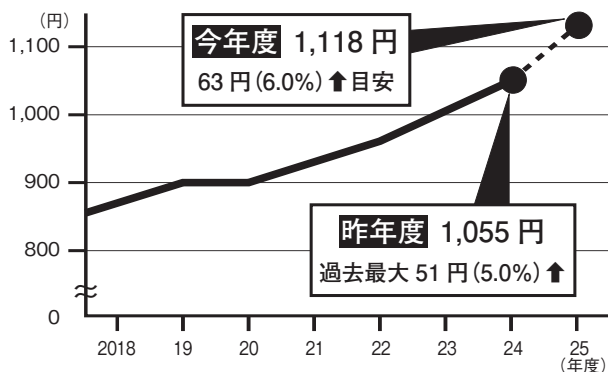
あわせて従業員一人ひとりの情報の管理意識やコンプライアンス意識向上のための教育および情報の取り扱いルールの周知を丁寧に行っていくことが大切といえます。



2025年度最低賃金 全国平均63円アップ 人件費増加への対応

2025年度の最低賃金(時給)について、厚生労働省の審議会は、全国平均で63円(6・0%)引き上げ、1,118円とする目安を決定しました。昨年度の50円(5・0%)を上回り、金額、引き上げ率ともに過去最大となりました。そこで今号では、2025年度の最低賃金引き上げの動向と企業側の対応策について取り上げます。

●最低賃金(全国平均)の推移●



■過去最大の引き上げ幅■

2025年の最低賃金は、近年の高水準の賃上げや物価高などを背景に、全国平均で63円の引き上げとなり、前年度の50円を超え、過去最大の引き上げ幅となりました。

審議会が示す目安が60円台となるのは初めてで、この目安どおりに引き上げられれば、全国平均の時給は1,118円になり、すべての都道府県で最低賃金が1,000円を超えることとなります。

■最低賃金引き上げへの対応■

一方、最低賃金の引き上げに伴い、企業の人件費の負担が大きくなると、その分収益が圧迫されます。特に業績が向上かない状態で賃上げを迫ら

れる企業にとっては経営に大きな影響を与えます。

政府は2020年代に最低賃金の全国平均を1,500円にすることを目標に掲げており、今後数年間は、最低賃金の大幅な引き上げが続くと予測されます。

このため、企業においては、今後、賃上げに対応できる環境を整えることがこれまで以上に重要といえます。

◇価格転嫁◇

企業が取り得る対応策として、まずは商品やサービスの価格を引き上げることが考えられます。現在は企業が調達するさまざまなモノやサービスの価格が上がっていますが、これに加えて人件費は多くの企業にとって大きな負担となるため、その増加分を商品やサービスの価格に転嫁することで収益性を維持することは、重要な経営戦略となります。

◇省力化投資と業務の効率化◇

省力化投資とは、生産工程や業務プロセスの自動化・効率化を図るために、設備や技術に投資することを指します。具体的には、ITツールや自動化システムの導入、工場におけるロボットの導入などが挙げられます。

自動化・効率化により、従業員の作業負担が軽減され、より付加価値の高い業務に注力できるようになります。

また、業務フローの見直しも重要です。こうした取り組みにより、同じ業務量をより少ない人員で処理できるようになり、人件費の最適化につながります。

◇高付加価値化◇

値上げとも密接に関連しますが、価格だけで選ばれないようにするためには、高付加価値化や差別化が必要です。自社で提供する商品やサービスについて、品質向上や付加価値の追加など、顧客満足度を高めることで、値上げを受け入れてもらいやすくなります。

◇国の補助金や助成金◇

賃上げで活用できる国の助成金や補助金としては、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、ものづくり補助金、IT導入補助金などがあります。

こうした国の支援策も活用しながら、価格転嫁、省力化投資、高付加価値化、販路の変更、外注化など、過去のやり方にとらわれない複合的な対応策を講じていく必要があります。

税務



◆令和7年度税制改正 中小企業防災・減災投資 促進税制の見直し・延長

近年、日本全国で大規模な自然災害が多発する中、中小企業が災害による影響を軽減するための事前対策の強化が求められています。

令和7年度税制改正では、中小企業の防災・減災に向けた設備投資を後押しするための「中小企業防災・減災投資促進税制」の見直し・延長が行われました。

従前制度の概要

従前の中小企業防災・減災投資促進税制は、自然災害への対策を強化するため、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業者が、認定後1年以内に予定していた設備を導入した場合、特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等する場合16%）の適用を認める措置です。

改正の内容

令和7年度税制改正において、対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産（サーモグラフィ装置）を除外した上で、その適用期限が2年間延長されました。

- 対象者：令和9年3月31日までに「事業継続力強化計画」（連携計画含む）の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 ※(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 ※(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

9月の税務と労務

一税 務—

- ★8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- ★7月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…9月30日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日
- ★1月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…9月30日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日

一労 務—

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…9月30日

「トランプ関税ショック」で世界経済が揺れています。米国のトランプ大統領は就任以降、理不尽とも言えるその発言、関税措置で各国を振り回しています。▼世界最大の経済大国が、世界最大の市場と関税を武器に自由貿易のルールを逸脱し、同盟国にも威圧的な交渉で合意を迫っています。日本も大幅な譲歩を迫られました。日本は15%の関税を受け入れ、さらに5500億ドル（約82兆円）の対米投資を約束することで合意に至りました。▼「アメリカ・ファ

トランプ関税で変わる世界

1. スト（米国第一）」をモットーに、様々な要求を突きつけてくる米国と今後、どう付き合っていくべきかは、日本だけでなくすべての国が向き合う課題です。▼トランプ大統領の狙い通りに、製造業が米国に回帰し、世界各国は米国との新たな共生の道を見いだすのか。それとも、各国が米国への依存を減らす契機となつて、米国中心の世界が変わる起点となるのか。いずれにせよ、今、歴史の大きな転換点に立っていることは間違いないさそうです。